【議案第７８号資料】

急傾斜地崩壊対策事業等に関する分担金徴収条例（昭和５８年条例第７号）の一部改正

改　正　案	現　　行
（分担金の徴収） 第２条　分担金は、町が施行し、又は県が施行する費用の一部を町が負担することとなる急傾斜地崩壊対策事業等について、**次の各号に掲げる額のいずれか低い方**を利益を受ける者（以下「受益者」という。）から徴収する。 **(1)　当該事業費の１００分の１** **(2)　７５万円に当該急傾斜施設の下端部分の延長１メートルにつき１万円を加算した額** **２　急傾斜地崩壊対策事業等に対し必要となる私有地の用地の取得及び補償については、受益者の負担とする。** **３　受益者の範囲については、関係者において決定する。** （所有権移転） 第５条　**第２条第２項**の規定により、取得した用地については県事業分については県に、町事業分については町に**寄附**するものとし、**寄附**を受けた土地については県又は町で、分筆及び所有権移転登記をするものとする。ただし、抵当権の抹消**及び**相続の手続等は、受益者で行うものとする。	（分担金の徴収） 第２条　分担金は、町が施行し、又は県が施行する費用の一部を町が負担することとなる急傾斜地崩壊対策事業等について、**当該事業費の１００分の１**を利益を受ける者（以下「受益者」という。）から徴収する。**また、急傾斜地崩壊対策事業等に対し必要となる私有地の用地の取得並びに補償についても、受益者の負担とする。なお、受益者の範囲については、関係者において決定する。** （所有権移転） 第５条　**第２条**の規定により、取得した用地については県事業分については県に、町事業分については町に**寄付**するものとし、**寄付**を受けた土地については県又は町で、分筆及び所有権移転登記をするものとする。ただし、抵当権の抹消**並びに**相続の手続等は、受益者で行うものとする。